

務第 693 号  
平成 24 年 8 月 24 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察職員の分限の取扱いに関する訓令の解釈及び運用基準の制定について（通達）

岐阜県警察職員の分限の取扱いに関する訓令（平成 14 年岐阜県警察訓令第 2 号）の解釈及び運用については、これまで「岐阜県警察職員の分限の取扱いに関する訓令の解釈及び運用について」（平成 14 年 2 月 14 日付け務第 149 号。以下「旧通達」という。）により取り扱ってきたところであるが、このたび、別添「岐阜県警察職員の分限の取扱いに関する訓令の解釈及び運用基準」を制定し、平成 24 年 8 月 24 日から施行するので誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

## 別添

岐阜県警察職員の分限の取扱いに関する訓令の解釈及び運用基準

### 第1 趣旨

- 1 この通達は、岐阜県警察職員の分限の取扱いに関する訓令（平成 14 年岐阜県警察訓令第 2 号。以下「訓令」という。）の解釈及び運用について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 訓令における定義規定及び略称規定は、この通達において適用する。

### 第2 訓令の解釈及び運用

#### 1 用語の定義（第 2 条関係）

##### (1) 職員

- ア 訓令を適用する職員の範囲を明らかにしたものであり、警視以下の階級にある警察官、一般職員及び会計年度任用職員が、これに該当する。
- イ 地方警務官については、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）、人事院規則等が適用されるため、訓令の対象外である。
- ウ 条件付採用期間中の職員については、「岐阜県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任取扱要綱」（平成 24 年 8 月 22 日付け務第 687 号）による。
- エ 臨時的に任用された職員（以下「臨時的任用職員」という。）については、法第 29 条の 2 第 1 項の規定により法第 27 条第 2 項、第 28 条第 1 項から第 3 項まで、第 49 条第 1 項及び第 2 項並びに行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定が適用されず、また、法第 29 条の 2 第 2 項の規定に基づく分限条例においても特段の定めはなされていない。ただし、所属長は、臨時的任用職員についても、法第 27 条第 1 項の規定により、職員の分限について公正を期す必要があるため、当該職員について分限に該当する事案が発生したときは、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由して必要な処分を本部長に上申するものとする。

##### (2) 分限処分

職員の身分保障を前提としつつ、職員が、その職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率を維持することを目的として行う処分である。

#### 2 申立て

##### (1) 所属長の申立て（第 3 条関係）

法第 28 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合における休職の申立てについては、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 32 年岐阜県条例第 29 号）第 43 条及び岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和 32 年岐阜県人事委員会規則第 6 号）に規定する病気休暇の期間を超えて、引き続き休職が必要と認められ、かつ、本人が休職の申立てをしない場合に行うものとする。

##### (2) 警務課長の申立て（第 4 条関係）

訓令第 4 条は、訓令第 3 条を補完するものであり、警務課長は職員に対して分限手続に付する必要があると認めるときは、所属長からの申立ての有無にかかわらず、独立して警察本部長に申立てをすることができる。

(3) 復職の申立て（第5条関係）

ア 復職又は休職期間の更新の申立ては、時期を失しないよう適切な処理を行わなければならない。

イ 訓令第5条第1項は、本部長が法第28条第2項第1号の規定に基づく休職について、当該休職の期間が3年に満たない場合、必要に応じ休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新する場合である。

ウ 訓令第5条第2項は、本部長が法第28条第2項第1号の規定に基づく休職について、当該休職期間中であってもその事由が消滅したことを認め、条例第6条第4項の規定により、復職を命じなければならない場合である。

エ 訓令第5条第3項は、法第28条第2項第2号の規定に基づく休職について、判決が確定するなどにより当該刑事事件が裁判所に係属しなくなり、条例第6条第6項規定する休職期間が満了する場合である。

3 警察職員分限審査委員会の設置（第6条及び第15条関係）

職員に対する分限処分は、本来、任命権者である本部長の裁量行為であるが、当該処分をより慎重に行う必要がある場合に対応するため、本部長の諮問機関として岐阜県警察職員分限審査委員会（以下「委員会」という。）を設置したものである。

4 審査の要求（第10条関係）

- (1) 本部長は、訓令第10条の規定により、審査の要求をするに当たって調査を行う必要があるときは、警務課長にこれを行わせるものとする。
- (2) 本部長は、調査の結果、分限処分の必要があると認めた場合において、その種別及び程度について、より慎重な審査を行う必要があるときは、委員会に審査の要求をするものとする。
- (3) 本部長は、分限処分を必要と認める事案のうち、その内容が定型的で、事実関係、処分の種別及び程度等が明白であるものは、委員会に審査の要求をしないものとする。

5 勤務に関する指示等（第11条関係）

所属長は、被申立者の勤務について、所要の措置を執る必要があると認めるとき、又は当該職員に制服、警察手帳や拳銃等の支給品及び貸与品を所持させておくことが適当でないと認めるときは、速やかに警務課長を経由して、本部長に上申しなければならない。

6 口頭審査の手続（第13条関係）

- (1) 所属長は、被申立者から回答書又は口頭審査に係る回答を得られなかったときは、その状況を書面により、本部長を経由して委員長に報告しなければならない。
- (2) 委員長は、前記(1)の報告に基づき、審査の期日及び方法を決定するものとする。
- (3) 委員会が口頭審査により審査を行うこととした場合において、被申立者が相当の理由がなく出席をしないときは、委員会における弁明、証言等を行う権利を放棄したものと認めて、書面審査又は他の証人及び関係人による口頭審査により処分を決定する。

7 関係人及び資料（第14条関係）

関係人として委員会が出席を求め、又は被申立者が呼出しを要求できる者は、警察職員（出向中の者を含む。）に限るものとし、その呼出しは委員長が口頭又は書面により行うものとする。

## 8 分限処分書等の交付（第 16 条関係）

分限処分書等の交付は、分限処分の効力発生の要件であることから、所属長は分限処分書等の交付にあたっては、被処分者から受領書を徴するものとする。この場合において、被処分者から受領書を徴することができなかつたときは、書面により、その状況を本部長に報告しなければならない。

附 則（平成 24 年 8 月 24 日付け務第 693 号）

この解釈及び運用基準は、平成 24 年 8 月 24 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日付け総第 188 号）

この解釈及び運用基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日付け務第 291 号）

この解釈及び運用基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。